

ふくし：わたらい

社 協 情 報



5 月号

ふれあいネットワーク



度会町社会福祉協議会
http://www.watarai-syakyo.com/

R5・5・8発行

TEL 62-1117

「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を開催しました



令和5年1月～3月にかけて、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、町内在住の23名の方が受講しました。

この講座は災害による被災者、地域のための応急対策を進めていくとともに、1日も早い復旧・復興を目指して地域の再生を進めるため、災害ボランティアセンターの運営や、地域支援に関わる人材を養成することを目的に、全5回の日程で行いました。

第1回目は、「度会町で想定される災害と防災体制」として、度会町役場みらい安心課 安田恭輔様、度会町消防団 団長小岸仁実様、伊勢市消防本部 出口知史

様よりそれぞれの機関で行われている防災についての活動や、連携している災害時の対応について、過去の事例等に基づきながらお話していただきました。

第2回目は、陸上自衛隊久居駐屯地の太田豊隆様より「被災地支援について」お話していただき、陸上自衛隊の体制や業務内容、災害が起きた時にボランティアとしてどのように活動したら良いか等過去の被災地支援の経験談を交えながら教えていただきました。

第3回目は、三重県社会福祉協議会の佐藤克哉様より、度会町で災害が起きた時を想定し、災害ボランティアセンターの機能や、災

害ボランティアコーディネーターの役割を普段からできることも踏まえながらお話していただきました。

第4回目は、みえ防災市民会議の山本康史様を講師にお招きし、「被災するということ」や「復興」について、ワークを通し考えてもらい、「災害時にも活用できる地域でのささえあい活動について」お話していただきました。

第5回目は、南伊勢町災害ボランティアコーディネーター連絡会の会長 森井幸代様を講師にお招きし、「近隣地域での取り組みと防災グッズあれこれ」として、日頃から南伊勢町で行っている防災活動について

お話していただきました。その後、身近なものでできる防災グッズづくりを体験してもらいました。

今後、コーディネーターを中心に、度会町内の防災意識を高め、災害が起きた時の備えや心構えを町の皆さんに伝えていくことができるよう、防災・災害が起きた時の対応などについて理解を深めてもらいました。



新聞紙のスリッパで障害物の上を歩く体験

中川地区のみなさんへ

ふくしほっとカフェ



地域で気軽につどい、お話ししたり相談したりする場所として『ふくしほっとカフェ』を開催させていただくこととなりました。

今年度町内の4地区で1回ずつ開催していく予定です。参加される皆さんと一緒に、「ほっ」と一息つきながら、楽しいひと時を過ごしてみませんか？

開催日： 令和5年5月25日(木)

時間： 午前10時～11時30分

場所： 麻加江生活改善センター

参加対象者： 度会町中川地区に在住の方

内容： 押し花でキーホルダーづくり

参加費： 無料

◇お困りごとのある方は、相談コーナーを開設いたしますのでご利用ください。

★申込締切 5月15日(月)

★定員 20名程度



申込・お問い合わせ先
度会町社会福祉協議会
☎:0596-62-1117
(担当：事務局 中津)

日本赤十字社では5月を赤十字会員増強運動月間として活動資金の募集を行っています。

皆様からの募金は、自然災害発生時の災害救護・支援活動を始め、さまざまな人道的活動の基盤整備等のために大切にに使わせていただいております。

主な活動

- ・ 国内災害救護
災害時における救護班の派遣、被災地のこころのケアなど
- ・ 血液事業
安全な血液製剤の供給
- ・ 国際活動
紛争や災害、病気で苦しむ人々を苦しむ人々を救うための人道的支援活動
- ・ 医療事業、社会福祉事業、ボランティア事業

こうした活動は、皆様からご協力いただいた活動資金により支えられています。ご協力よろしくお願い申し上げます。



健康体操で生き生き元気に！

今年は桜の開花が早かったこともあり、綺麗に咲いていたれんげ草の桜の木も早々に葉桜となってしまいましたが、3月に利用者の皆さんで力を合わせて折り紙やお花紙で作って頂いた桜の木がまだまだ満開です。その素敵桜を眺めながら元気いっぱい午後からの体操を毎日楽しみながらしっかり全身を動かして頂いています。

リハビリ体操に始まり、ラジオ体操やリズム体操、

手足の体操、お尻の体操など毎日メニューも変わるため、皆さんは何をするのか楽しみにされています。リズム体操では、皆さんお馴染みの「松の木小唄」や「憧れのハワイ航路」をロズさみながら、「懐かしいなあ。これはいいわ」「旅行したくなるな」と、歌に合わせて身体を動かされています。れんげ草を利用される前は身体のあちこちにサロンパスを貼っていた方が「最近貼らなくていいんさ」

～れんげ草～

とおっしゃったり、「ここに来ると元気が湧いてくるわ」と皆さん大変喜ばれています。



6月

- 2日 食事サービス
- 6日 食事サービス
- 9日 食事サービス
- 13日 食事サービス
- 15日 民生児童委員定例会
- 16日 食事サービス
- 20日 食事サービス
- 23日 食事サービス
- 24日 ユニバーサルスポーツ体験交流会
- 27日 食事サービス
- 30日 食事サービス





令和5年度 社会福祉協議会事業

ご利用ください！♡ 社協のサービス♡ を・・・



～ 社会福祉協議会では住み慣れた町で心のこもった総合的福祉サービスを提供します！～

1. 法人運営

- ★ 法人運営の経営体制の強化
- ★ 役職員の資質向上
- ★ 各種関係機関・団体等との連携
- ★ 財源の確保（会員制度の推進・寄付金の受付・ボランティア基金箱の設置・回収）
- ★ 広報啓発活動（社協広報紙の発行、社協ホームページ、町広報・新聞等の活用）



2. 地域福祉事業の推進

- ★ 支え合いのまちづくり
福祉講演会の開催、1日福祉体験教室、ボランティアセンター事業、地域お助け隊への活動支援、民生委員児童委員・福祉推進員の合同研修会の開催
- ★ 安心・安全な仕組みづくり
ふれあい福祉相談事業（法律相談【弁護士】・一般相談【職員が随時対応】）、ふくしほっとカフェ（移動型出張相談所）、緊急連絡カードの作成、ふれあい食事サービスの実施、日常生活自立支援事業の推進・普及啓発
- ★ ふれあいの場づくり
集いの場立ち上げへの支援、多世代交流の機会の提供（世代間交流会）、高齢者交流事業（地区別交流会、米寿以上の方のつどい）、障がい者スポーツ交流事業（ユニバーサルスポーツ体験交流会）
- ★ 地域生活を支える環境づくり
福祉有償運送事業、安心・安全な環境づくりへの協力、情報のバリアフリー化、ボランティア養成講座

3. 相談・援助事業の推進

- ★ 障がい者福祉（障がい者（家族）への相談支援）
- ★ 児童福祉
- ★ 低所得者福祉対策（生活福祉貸付事業）
- ★ 日常生活自立支援事業の実施
- ★ 生活困窮者自立支援法に関する事業

4. 民生児童委員との協働事業（福祉ニーズに対応した福祉の町づくりの推進）

- ★ 在宅福祉サービス利用への支援
- ★ 一人暮らし高齢者・高齢者世帯の把握

5. 各種団体への関わり

- ★ 老人会・身体障害者睦会・母子寡婦福祉会・民生委員児童委員協議会・遺族会・保護司会
- ★ 当事者団体の支援（在宅老人介護者の会・手をつなぐ親の会【障がい者】）

6. 各種募金活動への協力（各種募金活動の啓発と推進）

- ★ 共同募金活動の実施
- ★ 日赤募金の協力
- ★ その他災害地域支援金や非営利民間組織の活動への支援

7. 各種大会の開催・参加

- ★ 福祉ふれあいまつり
- ★ 三重県社会福祉大会

8. 介護保険事業の実施（右記事業）

9. 障害者総合支援法に基づく事業の実施（右記事業）



～ 介護保険事業メニュー ～

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）通常規模型

場 所：地域福祉センター
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆機能訓練 ☆レクリエーション・体操 など
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時50分～午後3時50分

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）地域密着型

場 所：れんげ草(旧南中村保育所)
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆レクリエーション・体操 など
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時45分～午後3時45分

☆訪問介護事業・第1号事業訪問介護型サービス（ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（食事・排泄・衣類脱着・身体の清拭・入浴介助・おむつ交換など）
 ☆生活援助（調理・衣類の洗濯・部屋の掃除・整理整頓などの家事に必要な援助）
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆居宅介護支援事業・第1号介護予防支援事業（ケアプラン作成）

内 容：☆利用者や家族のニーズにあわせたケアプランの作成 ☆介護保険申請の手続き代行
 ☆介護保険施設等の紹介 ☆福祉用具の購入・住宅改修・介護の方法や悩みなどの相談受付
 利用時間：月～土曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

～ 障がい者総合支援法に基づく事業メニュー ～

☆障がい者デイサービス事業（身体・知的・精神障がい者デイサービス）

内 容：☆送迎 ☆創作活動（手芸・工芸） ☆入浴 ☆食事
 ☆機能訓練など ※一日ゆっくりと過ごしていただきます
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）
 午前9時45分～午後4時00分

☆障がい者居宅介護事業所（身体・知的・精神障がい者ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（入浴・排泄・食事・衣類の脱着・通院などの介助）
 ☆家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの生活援助）
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆障がい児日中一時支援（身体・知的障がい児の一時預かり）

内 容：障がいのあるお子様を一時的にお預かりします
 利用時間：学校が長期休みの間 午前9時45分～午後4時00分

☆特定相談支援事業・障がい児相談支援事業

内 容：☆障がい福祉サービス等の利用計画の作成
 ☆モニタリング
 利用時間：☆月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分



☆障がい者地域生活相談支援事業（度会町障がい者・児相談支援センター らいふ）

内 容：☆障がい者又は家族からの生活の悩み等の相談受付、支援
 利用時間：☆月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分